

役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人ふるさと福祉会の定款第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。報酬等と費用は、明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。費用と報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給及び支給額の決定)

第3条 役員には職務執行の対価として報酬等を支給することができる。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 非常勤理事長の報酬は120万円とし、常勤の業務執行役員（以下「常勤役員」という。）の報酬は年額700万円以内とする。
- (2) 前号の常勤役員の具体的な報酬金額は理事会において決定する。
- (3) 非常勤役員の報酬の額及び支給時期は、別表1のとおりとする。交通費については、職員給与規程第21条第2項に準ずる。
- (4) 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職手当を支給することができる。その場合にあつて、当該役員の積立に要する掛金は第1号の範囲内とし、一般社団法人岩手県農林漁業団体役職員連盟の定めによる。

(報酬等の支給方法)

第4条 非常勤理事長の報酬及び常勤役員の報酬は、年間報酬額を定める場合も含め、

月額をもって支給するものとし、毎月21日支払うものとする。ただし、支給日が金融機関の非営業日のときは前営業日に支払うものとする。

- (1) 非常勤理事長の報酬は、就任月から退任月までの支給とし、前条第(1)号の年額報酬を月割りし、毎月支払うものとする。
- (2) 非常勤役員の実費弁償は、理事会・監査等、法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- (3) 報酬等、現金により本人に(死亡により退任した場合はその遺族)支給する。ただし本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座へ振り込むことができる。
- (4) 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第5条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ通勤費を支払う。

(費用)

第6条 役員が、その職務の執行にあたって負担した費用については、その請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要する費用については、前もって支払う。

(報酬等の日割り計算)

- 第7条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤役員が退任又は解雇された場合は、前日までの報酬を支給する。
 - 3 第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡退任した場合は、その月までの報酬を支給する
 - 4 日割り計算で端数が生じた場合は、四捨五入による。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の基準として公表するものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月27日（定時評議員会の開催日）から施行する。

この規程は、平成30年2月20日から施行する。

この規程は、平成30年6月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年10月11日から施行する。

別表1

支給区分 職名	鉄道賃	バス賃	報酬額	支給時期	宿泊料（一夜につき） （出張旅費別表1）
役員（非常勤） 理事・監事	普通実費	実 費	日額 4,000 円	会議等開催の都度	実 費
監 事	普通実費	実 費	日額 10,000 円	監査の都度	実 費
評議員	普通実費	実 費	4,000 円	会議等開催の都度	実 費
交通費 （自家用車使用）			1 km当 り15 円	会議等開催の都度	